

「名古屋市 保険証廃止」で検索して頂くとこちらのウェブサイトへアクセスできます



Language メニュー

サイト内検索

[トップページ](#) [暮らしの情報](#) [保険と年金](#) [国民健康保険](#) [国民健康保険についてのお知らせ](#) （現在の位置）保険証の廃止について

保険証の廃止について

ソーシャルメディアへのリンクは別ウィンドウで開きます



最終更新日：2024年5月7日

ページID:172649

ページの概要：保険証廃止に関するご案内です。

このページでは保険証廃止に関する情報をお知らせします。内容については、随時更新する予定です。

なお、保険証廃止後の対応等については、本ページの更新時点において名古屋市国民健康保険が予定しているものであり、今後の国の動向等により内容が変更になる場合があります。

保険証が廃止されます

国の法改正により、令和6年12月2日以降、従来の保険証は廃止され、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行することになりました。

現在お手元にある保険証について

令和6年12月1日時点でお手元にある有効な保険証は、改正法の経過措置により、廃止日以降も保険証に記載のある有効期限まで使用することが可能です。

名古屋市国民健康保険では、保険証の有効期限を「令和7年7月31日」としていますので、令和6年12月2日以降もその期限まで保険証を使用いただくことが可能です。

（注）転職等で加入している健康保険が変わった場合は名古屋市の国民健康保険証は使えなくなります。

（注）令和7年7月31日までに後期高齢者医療制度に移行する人など、一部の人は、有効期限が異なる場合があります。

マイナ保険証の利用について

保険証の有効期限（令和7年7月31日）の前であっても、オンライン資格確認を実施している医療機関等では、マイナ保険証を利用することができます。

マイナ保険証を利用した場合は、以下のようなメリットがあるとされています。

医療機関等が、過去のお薬情報や健康診断の結果を把握できるようになるため、身体の状態や他の病気の推測をして治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

限度額適用認定証等がなくても、本人の同意があれば高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

詳細については、以下の厚生労働省ウェブサイトでご確認ください。

[厚生労働省ウェブサイト（マイナンバーカードの健康保険証利用について）](#) [\(外部リンク\)](#)

保険証の有効期限が切れた後について

マイナ保険証をお持ちの人

マイナ保険証をご利用ください。

なお、マイナ保険証をお持ちの人については、お手元の保険証の有効期限（令和7年7月31日）を迎える前に、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を送付する予定です。

マイナ保険証をお持ちでない人

マイナ保険証をお持ちでない人については、お手元の保険証の有効期限（令和7年7月31日）を迎える前に、従来の保険証に代わるものとして「資格確認書」を送付する予定です。

現在の保険証と同様に医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

マイナ保険証の登録を希望される場合

日本語

これからマイナンバーカードを作る場合

以下のページから、マイナンバーカードの申請方法をご確認ください。

[「マイナンバーカード（個人番号カード）」の申請について](#)

マイナンバーカードをお持ちの場合

マイナンバーカードを保険証として利用するためには利用登録が必要です。登録方法については、以下のウェブサイトでご確認ください。

[国が作成したマイナンバーカードの健康保険証利用についてのウェブサイト\(外部リンク\)](#)

保険証廃止に関するQ&Aについて

保険証廃止に関するQ&Aを掲載しています。

Q1 職場の健康保険の脱退に伴う名古屋市の国民健康保険の加入手続き、または、職場の健康保険への加入に伴う名古屋市の国民健康保険の脱退手続きは、保険証が廃止された後も必要ですか

A 名古屋市国民健康保険にかかる加入手続き及び脱退手続きは、保険証廃止後も必要です。マイナ保険証をお使いの場合も同様に手続きは必要です。手続きに必要なもの等については、以下のページをご確認ください。

[国民健康保険の届出や申請に必要なもの](#)

Q2 マイナ保険証の利用登録を解除したい場合どうすればよいですか

A 国は、一度マイナ保険証の登録をした後も、マイナ保険証の利用登録の解除を可能とする方針を示していますが、開始時期等については現在国が検討しているところです。

詳細が決まりましたらお知らせします。

Q3 マイナ保険証を持っている人に交付される「資格情報のお知らせ」とはどういったものですか

A マイナ保険証の保有者ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や受診時の窓口負担割合の変更時（70歳以上の被保険者のみ）等に交付されるもので、氏名、被保険者記号・番号・枝番、負担割合（70歳以上のみ）等が記載される予定です。なお、原則として、「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関等を受診することはできません。

Q4 マイナ保険証についてもっと知りたい場合はどうすればよいですか

A マイナ保険証に関するQ&Aは、厚生労働省ウェブサイトにも記載されております。以下の厚生労働省ウェブサイトでご確認ください。

[厚生労働省ウェブサイト（マイナンバーカードの健康保険証利用について）\(外部リンク\)](#)

また、国の制度改革の内容やマイナ保険証全般に関しては、下記にお問い合わせください。

国のマイナンバー総合フリーダイヤル

電話番号 0120-95-0178

平日 午前9時30分から午後8時

土曜日・日曜日・祝日 午前9時30分から午後5時30分（年末年始を除く）

このページの作成担当

健康福祉局生活福祉部保険年金課資格賦課・システム基盤担当

電話番号：052-972-2569

ファックス番号：052-972-4148

電子メールアドレス：a2564@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

[お問合せフォーム](#)

[国民健康保険についてのお知らせに戻る](#)